

令和元年度第12回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月27日(金)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橋川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	小宮	正嗣
主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

2番 井上 宗士 3番 中村 隆一

8 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議 事

- 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第19号 令和3年度税制改正要望について
議案第20号 特定農地貸付けの承認について

会議の状況

【議長】

それでは第12回の総会を開催したいと思います。

出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

新型コロナウイルスの問題が収束するまでの間、総会等の話し合いはなるべく簡潔に済ませたいと思いますので、よろしくお願いします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第12回総会の議事録署名委員につきましては、2番井上委員、3番中村委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、富士見が丘二丁目交差点の東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

賃借人は、平成27年2月1日から令和7年1月31日までを期間として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を受けていましたが、合意解約に至ったため、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。

解約の理由については、賃借人が今後耕作を続けられる見込みがなくなったため、合意に至りました。

なお、当該地につきましては、今後、別の方が売買により取得し、耕作することを検

討していると聞いており、売買の話がまとまった際には、議案上程することとなります。
以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第18号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。野谷茂委員、お願いします。

【委員】

3月19日に山西・川匂地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象地の場所は、山西の沢田に位置する農用地区域の農地で、面積は1,319㎡です。

対象地は、利用権設定を受ける方が現在も適切に耕作しており、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第18号関係資料をご覧ください。1ページに農用地利用集積計画書、2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は人参・生姜等の露地野菜を作付けする計画となっております。

当該地は、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。なお、最初に利用権設定を行ったのは平成26年度であり、継続申請は今回が2回目となります。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断する

こととなっております。

以上、ご審議をお願いいたします

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第19号令和3年度税制改正要望について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第19号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第19号関係資料をご覧ください。

令和3年度税制改正要望につきまして、事前にご意見を伺い、まとめさせていただきました。要望は、昨年に要望した事項である「相続税の評価額を売買価格と相応の額に見直すこと」の継続要望となっております。

なお、今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを県農業会議に報告し、県農業会議は各農業員会の要望を取りまとめ、県へ要望する流れとなっております。

以上、ご審議をよろしくをお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

要望は、絶えず要望していかないと届きません。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第19号令和3年度税制改正要望について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり要望する」といたします。
続きまして、議案第20号特定農地貸付けの承認について、議題といたします。
事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第20号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

NO1について補足説明いたします。

議案第20号関係資料をご覧ください。1ページに特定農地貸付けの承認申請書、2ページから6ページに二宮町ふれあい農園設置要綱、7ページから12ページに位置図等の資料を添付しております。

二宮町ふれあい農園につきましては、20㎡から35㎡に区分けされた106区画を貸し出しております。要綱では、営利を目的とした利用をすること等の禁止行為や申し込み方法、利用方法を規定しており、利用期間については、1年度単位での更新としております。

承認にあたりましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に基づく要件により承認するものとされています。一点目、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。申請地は、8ページの位置図にありますように、山西釜野地区の4か所にエリア分けされており、周辺の農地の利用を分断するような位置や規模ではないと思われまます。二点目、貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。農園を利用できる者は、本町に住民登録をしている者としており、申込みのあった順に空いている区画を案内しております。三点目、貸付規定が適切なものであること。要綱において、利用方法や禁止事項等が規定されております。

続きまして、NO2について補足説明いたします。

議案第20号関係資料をご覧ください。13ページに特定農地貸付けの承認申請書、14ページから16ページに特定農地貸付協定、17ページから18ページに位置図等の資料、19ページから23ページに一色露木農園貸付規定を添付しております。

一色露木農園につきましては、30㎡に区分けされた30区画を貸し出しております。貸付規定では、営利を目的とした利用をすること等の禁止行為や申し込み方法、利用方法を規定しており、利用期間については、1年度単位での更新としております。

承認にあたりましては、NO1と同様の要件により承認するものとされています。一点目、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。申請地は、一色字蟹在家に位置する1筆であり、周辺は道路や山林、申請者が所有する農地等に囲まれています。また、申請地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保を図るため、二宮町と特定農地貸付協定を交わしております。二点目、貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。農園を利用できる者は、本町に住民登録をしている者としており、申込みのあった順に空いている区画を案内しております。三点目、貸付規定が適切なものであること。規定において、利用方法や禁止事項等を規定している他、適切な管理・運営の確保を図るため、二宮町と特定農地貸付協定を交わしております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

固定資産税はどうされていますか。

【事務局】

土地の賃料を地権者に支払っており、固定資産税は地権者が支払っております。

【委員】

一部、登記地目が雑種地になっている筆について、課税は畑ということでよろしいでしょうか。

【議長】

固定資産税は現況主義なので、現況が畑であれば、基本的には課税は畑になるはずで

す。
議案上程されている市民農園以外で町内に市民農園はありますか。

【事務局】

山西に1件あります。

【委員】

二宮町ふれあい農園につきまして、現在の利用状況について教えてください。また、利用希望者が増えている場合、町として区画数を増やしていくことは考えていますか。

【事務局】

近年は、貸し出している106区画に収まるか、数件キャンセル待ちが発生するような利用者数の推移となっています。今年度につきましては、数区画が空いており、バランスはとれている状況であることから、今後、区画数を増やしていく予定はありません。

【議長】

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第20号特定農地貸付けの承認について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり承認する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会